

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 奈良県
(氏名) A

上記被審人に対する平成29年度(判)第28号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金134万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成30年6月25日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成30年4月23日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、不動産売買業を営むB社の社員であるが、C社に勤務していたDから、同人が同社と婦人・子供服、衣料用繊維織物の製造及び販売業を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社プロルート丸光（以下「プロルート丸光」という。）との不動産アドバイザー契約の履行に関し知った、プロルート丸光の業務執行を決定する機関が、同社の本店土地等を入札方式により売却することについての決定をした旨の重要事実の伝達を、遅くとも平成28年11月末頃までに受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成29年2月3日より前の同年1月30日及び同月31日、E証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、プロルート丸光株式合計2万3800株を買付価額合計298万5400円で買い付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第166条第3項前段、第1項第4号、第2項第1号ヨ、第176条第2項、金融商品取引法施行令第28条第3号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(182円)に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(182円×23,800株)

－ (124円×6,700株＋126円×17,100株)

=1,346,200円

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,340,000円となる。